

令和 7年12月 9日

伊奈町長 大 島 清 様

伊奈町上下水道審議会
会 長 清 水 弘



伊奈町の適正な下水道使用料の設定について（答申）

令和7年9月30日付け下水発第303号で諮問のあったことについて、当審議会で慎重に審議を重ねた結果を別添のとおり答申します。

答 申 書

伊奈町の適正な下水道使用料の設定について

伊奈町上下水道審議会

はじめに

下水道事業は、町民が健康で快適な生活をおくるため、また、雨水対策や水質保全など災害に強く、環境に配慮したまちづくりを実現するうえで、大変重要な都市基盤である。

伊奈町の下水道事業は、昭和57年に事業認可され、平成3年に供用を開始した。平成30年に下水道使用料の改定を行った以降は、使用料を据え置いて経営を行っている。

しかしながら、少子高齢化による人口減少と節水機器の普及等による使用料収入の減少や物価・人件費の上昇などによる施設運営・管理費の増加により、経営状況はますます厳しさを増している。

また、令和7年4月から流域下水道維持管理負担金も値上げされた。さらには、老朽化した下水道管渠や中継ポンプ場等の施設の更新、災害対策として耐震化や洪水対策等を進めて行く必要もあり、多額の財源確保が求められる。

このような状況を踏まえ、令和7年9月30日に伊奈町長から本審議会に対して「伊奈町の適正な下水道使用料の設定について」の諮問を受けたところである。

将来にわたって下水道事業の健全な経営を図り、持続可能で安定的な下水道サービスを提供していくため、今後の下水道使用料制度のあり方について、4回にわたり慎重な審議を重ねた。その結果、次のとおり結論を得るに至ったので、ここに答申する。

1 下水道事業の現状と下水道使用料改定の理由

町の污水排除量は、人口の減少や節水機器の普及等により減少傾向にある。また、水洗化世帯は微増となっているものの单身や少人数の世帯が増える等使用形態にも変化が生じ、使用料単価の低い少量使用者の割合が増加しており、今後もこの傾向は続くと予測されている。町においては、令和7年4月から流域下水道維持管理負担金が値上げされていること、また、下水道管渠や中継ポンプ場等の施設の老朽化対策及び地震等の災害対策のため、建設改良費の増大が見込まれることから、費用の削減努力だけでは賄うことが出来ず、町からの基準外繰入金をさらに増加させなければ経営の維持が困難となることが予測される。

この基準外繰入金は、すべて町からの税金で賄われており、下水道処理区域外の町民から見ると不公平感があり、基準外繰入金を削減する必要がある。

今後の水洗化人口や使用水量、建設改良費等を推計し、令和5年3月に策定した経営戦略等を基に令和8年度以降の財政収支を精査し、財政計画のシミュレーションを行った。その結果、令和8年度以降、収益的収支において当年度純損失の大幅な増加が見込まれ、健全な事業経営及び安定的な下水道サービスの提供をしていくためには、適正な下水道使用料の設定が不可欠であると判断するものである。

2 下水道使用料改定の算定期間

令和8年度～令和12年度までの5年間

日本下水道協会発行の「下水道使用料算定の基本的な考え方」において、使用料算定期間は一般的には3年から5年ごとに設定することが適当であるとされていることから、適切な時期に定期的な見直しを行うことを前提に、改定日を含む令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

3 平均改定率

12.6%

既存の下水道施設を維持管理していくために必要な費用と下水道施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に充てられる町からの基準外繰入金を令和12年までは繰り入れないことを前提として算定した額を下水道使用料として定めるものと

した。なお、算定期間内の収益的収支の不足額を使用料収入の増加分で賄う水準としたものである。

令和１２年度まで町からの基準外繰入金を繰り入れずに安定的な事業経営を維持するためには年間の使用料対象経費である約５．０５億円を使用料で賄う必要がある一方で、見込まれる使用料収入は約４．４８億円にとどまり、不足額が約０．５７億円見込まれるため、改定率は平均１２．６％が妥当であると判断した。

４ 改定の時期

令和８年１０月１日

町民への周知期間を十分に確保すること及びシステムの改修期間等を考慮し、令和８年１０月１日からとした。

５ 使用料体系の見直し

（１）基本使用料と従量料金

下水道事業は汚水処理と施設の維持に多額の費用がかかり、費用の大部分は有収水量の多寡にかかわらず必要であるため、事業経営の安定性や負担の公平性を図る観点から、「基本料金」と「従量料金」からなる二部料金制を今後も継続していくこととした。

今回は、従量使用料は据え置きとし、現在の料金体系は変えずに、基本使用料のみを改定した体系となり、ファミリー層と、事業所等の大口使用者への負担を軽減したものである。

（２）基本水量制

基本水量は、基本使用料に一定の排除汚水量を付与したもので、日常生活に最低限必要な排除汚水量を考慮し採用されたものである。近年では基本使用料内の水量の利用者が増えており、基本水量を超える使用者との負担の公平性を確保するため、基本水量を撤廃し、排除汚水量に応じた使用料金並びに使用料体系とする事業体が増加しているところであるが、改定することは、使用者に大きな影響をもたらすことから、今回の改定では基本水量制の継続をすることとした。

（３）逦増制料金

逦増制料金は、排除汚水量の少ない使用者には低額な単価設定を行う一方、大量使用者には割高な単価設定により多くの負担を求めるもので、多くの事業体で採用されている。

この制度は、排除汚水量が右肩上がりで、下水処理場の施設を拡張していた時代に水量の抑制を図るものであったが、排除汚水量が減少傾向にある現在においては、水量の減少以上の速さで収入減を招き、固定費部分の回収ができなくなるおそれがある等、安定経営に資する料金体系ではなくなっている。

事業者等大量使用者の負担を軽減し、広く使用者に負担を求めるという公平性の観点からも、相対的な逦増度を緩和した。

（４）下水道使用料改定案

適正な使用料水準となるよう検討した結果、改定後の下水道使用料は別表のとおりとする。

6 付帯意見

- ・ 下水道使用料改定は、使用者への負担増を求めるものであることから、公営企業として、一層の経費の節減や業務効率化等経営の健全性を確保するための経営努力を今後も重ねるとともに、利用者サービスの向上に努められたい。
- ・ 下水道使用料の改定内容は、使用者への丁寧な情報の提供により相互理解を図るものとし、周知については、十分な期間を設け、広報紙、ホームページ等の広報媒体を活用する等、使用者の理解が得られるように努められたい。
- ・ 下水道事業の健全な経営を持続するため、今後は３年から５年を目途として、経営戦略改定時に作成する長期の財政収支や社会情勢の変化等を適宜考慮し、使用料改定の必要性について定期的に検証されたい。
- ・ 低所得者への負担軽減対応が必要と判断する場合、所得の多寡を使用量で判断できないことや、受益者負担が原理原則であることから、使用料体系ではなく、町の他の施策として支援を検討されたい。
- ・ 下水道使用料改定は、使用料算定期間の経営計画上必要であるが、物価や人件費

の高騰が町民生活や事業経営に影響を与えている状況下であり、また、使用料改定の時期は、水道料金改定の時期と重なるため、使用者への影響を考慮されたい。

おわりに

本審議会では、人口減少社会の到来による排除汚水量の減少、老朽化の進行に伴う下水道施設更新費用の増大、頻発化した大規模地震や線状降水帯の発生等の災害対策、物価・人件費・燃料費の高騰等下水道事業を取り巻く様々な課題を踏まえ、今後の財政収支計画の妥当性等を審議した結果、適切な汚水処理と将来にわたって安定した経営を行っていくためには、下水道使用料の改定を行い、受益者に応分の負担をいただくことはやむを得ないとの結論を得るに至った。

下水道事業を取り巻く社会的な状況及び自然環境は常に変化していくことから、持続可能な事業運営を行っていくためには、排除汚水量や更新需要を適切に見極めた上で、適正な使用料のあり方について不断の検討が今後とも必要である。

この答申の趣旨を踏まえ、下水道事業の健全経営に努めるとともに、安全かつ強靱な下水道施設を次世代へ着実に引き継いでいくことを期待する。

別表 下水道使用料算定表(税抜)

※この算定表は、1か月あたりです。

種別	基本使用料		超過使用料	
	排除汚水量	金額	排除汚水量	使用料
	m ³	円		1m ³ につき
一般汚水用	10	1,117	10m ³ を超え 20m ³ まで	138.0円
			20m ³ を超え 30m ³ まで	150.0円
			30m ³ を超え 50m ³ まで	163.0円
			50m ³ を超え 100m ³ まで	175.0円
			100m ³ を超え 300m ³ まで	188.0円
			300m ³ を超え 1,000m ³ まで	200.0円
			1000m ³ を超える分	213.0円
公衆浴場用			1m ³ につき	60.0円

※備考:一般汚水用とは、公衆浴場用以外をいう。

下水道使用料新旧比較表(税抜)

※この算定表は、1か月あたりです。

種別	基本使用料				超過使用料	
	排除汚水量	現金額	新金額	増減	排除汚水量	使用料
	m ³	円	円	円		1m ³ につき
一般汚水用	10	800	1117	317	10m ³ を超え 20m ³ まで	138.0円
					20m ³ を超え 30m ³ まで	150.0円
					30m ³ を超え 50m ³ まで	163.0円
					50m ³ を超え 100m ³ まで	175.0円
					100m ³ を超え 300m ³ まで	188.0円
					300m ³ を超え 1,000m ³ まで	200.0円
					1000m ³ を超える分	213.0円
公衆浴場用					1m ³ につき	60.0円

※備考:一般汚水用とは、公衆浴場用以外をいう。